

改正

平成18年12月8日安平町告示第99号
平成21年3月31日安平町告示第27号
平成22年12月15日安平町告示第83号
平成23年1月25日安平町告示第2号
平成30年4月1日安平町告示第26号
平成31年4月15日安平町告示第58号
令和5年11月28日安平町告示第121号
令和6年8月26日安平町告示第100号

安平町建設工事等発注に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 町が発注する建設工事等（物件の買入れその他の契約を含む。以下同じ。）に係る事務の取扱いについては、法令、安平町会計規則（平成18年規則第40号。以下「会計規則」という。）、安平町契約規則（平成18年規則第44号。以下「契約規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(競争入札の参加者の資格等)

第2条 契約規則第3条（第34条において準用する場合を含む。）に規定する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格とは、次条から第9条の要件を満たす者とする。

(資格基準の設定)

第3条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、基準審査年（資格の有効期間の初年度の前年度。以下同じ。）の3月に、翌年度以降における競争入札に参加する者に必要な資格を定めるものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その都度定めることができる。

(資格の申請等)

第4条 建設工事等の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書を、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者は、資格審査申請書（別記様式）を町長に提出し、審査を受けなければならない。

2 前項の申請書には、別に定める関係書類を添付するものとする。

3 当該申請の受付期間は、基準審査年の2月1日から2月末日までの期間とする。ただし、その後において資格要件を満たす者の申請があった場合は、随時受け付けをすることとし、その受付期間は、基準審査年の翌年度以降とする。

(資格の審査及び有効期限)

第5条 町長は、建設工事等に係る競争入札に参加しようとする者の申請をもって、当該申請をした者に係る資格の有無について審査するものとする。

2 前項の資格審査は、基準審査年に行い、その有効期間は、翌年度から2年度間とする。また、随時

の申請により行う資格審査の有効期限は、資格を有することとした旨の決定をした日から基準審査年の申請により行う資格審査の有効期限の末日までとする。

(審査結果の通知等)

第6条 町長は、前条第1項に規定する審査結果について、速やかに告示をするとともに、資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）の有資格者台帳を作成しなければならない。この場合において、当該申請者の等級区分の格付も併せて決定するものとする。

(変更等の届出)

第7条 町長は、有資格者に次に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに資格審査申請書変更届によりその旨を届け出させるものとし、再審査のうえ、当該資格に関する事項を変更することができる。有資格者の営業を継承した者についても、同様とする。

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 法人の場合においては代表者の氏名、個人の場合においてはその者の氏名

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第8条 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格とは、第6条の有資格者台帳に登載された資格の等級で、次に掲げる工事種別資格を有する者とする。

(1) 土木工事（一般土木工事のうち舗装工事を除く。造園を含む。）

(2) 建築工事（一般建築工事のうち塗装、屋根及び板金工事を除く。）

(3) 電気工事（電気通信工事を含む。）

(4) 管工事

(5) 水道施設工事

(6) 舗装工事

(7) その他工事（塗装、屋根、板金工事、消防施設工事及び清掃施設工事等）

2 前項各号の建設工事以外及び物件の買入れその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格とは、第6条の有資格者台帳に登載された者とする。

(指名競争入札参加者指名基準)

第9条 契約規則第35条に規定する指名競争入札に参加させる者を指名する場合は、次に掲げる事項に留意し、それらを総合的に勘案し選定するものとし、かつ、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。

(1) 基本的条件

ア 法的適性 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とする者にあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

イ 技術的適性 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とする者にあつては、当該特殊な技術を有しており、機械器具又は設備を確保することができる者であること。

ウ 経営規模的適性 指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経

営規模を有していると認められる者であること。

エ 経営内容等 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であって、契約の履行がされないおそれがない者であること。

(2) 事業別基準

ア 工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の設計価格に対応する別表第1の等級区分に格付された者であること。

イ アの規定にかかわらず、各等級区分に該当する工事のうち当該工事費が比較的小さく、技術的難易度の少ないものについては、競争に参加する者の全部又は一部について当該等級の直近の低位から指名をすることができる。

ウ アの規定にかかわらず、各等級区分に該当する工事のうち当該工事費が比較的大きく、技術的難易度の比較的高いものについては、競争に参加する者の全部又は一部について当該等級の直近の上位から指名をすることができる。

エ 災害その他の理由により緊急に施工をする必要がある工事の指名については、アからウの規定にかかわらず当該工事の属する工事種別の有資格業者の中から指名することができる。

(3) 選定基準

ア 履行経験 指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模若しくはそれ以上の町又は他の官公庁との契約の履行経験を有している者であること。

イ 履行成績 指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約における履行に対し、過去2年間契約不履行等町に損害を与えていない者であること。

ウ 営業地域 履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として指名競争入札に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

エ 地理的条件 営業所の所在地及び当該地域での履行実績等からみて、当該地域における履行特性に精通し、種別及び規模等に応じて当該契約を確実に円滑に実施できると認められる者であること。

オ 機会均等 同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少なくなならないよう、平等性を考慮し選定する。ただし、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の選定基準による選定を十分考慮した上で、選択するものとする。

カ 指名実績のない者の選定 指名競争入札等に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札等に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無を確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定することができる。

(指名競争入札の業者数)

第10条 契約規則第36条に規定する指名競争入札に付する場合の指名業者数の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(前金払及び中間前金払)

第11条 会計規則第50条に規定する前金払については、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事で、その契約金額が500万円以上で、かつ、工期が60日以上のものについて、必要があると認めるときは、当該請負人に対し前金払をすることができる。

2 前項による土木建築に関する工事についての前金払を受けた請負人が、次の各号すべてに該当するときは、既に受けた前払金に追加して、更に契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で中間払金（以下「中間前金払」という。）を請求することができる。ただし、中間前金払を請求した場合にあっては、第13条の規定による部分払を請求することはできないものとする。

(1) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(2) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 工期の2分の1を経過していること。

3 前金払又は中間前金払を受けようとする請負人は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 保証事業会社の保証証書

(2) その他町長が必要と認める書類

4 前金払をした後において、契約の内容を変更した結果、契約金額の10分の1以上増額となったときは、増額後の契約金額の10分の3（土木建築に関する工事については、10分の4）の額から既に支払った前払金の額を控除した額を支払うことができる。この場合において、中間前金払をしたときは、増額後の契約金額の10分の6の額から既に支払った額を控除した額を支払うことができる。

5 前金払をした後において、契約の内容を変更した結果、支払済の前払金の額が減額後の契約金額の10分の4（土木建築に関する工事については、10分の5）を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。この場合において、中間前金払をしたときは、減額後の契約金額の10分の7を超える額を返還させるものとする。

6 町長は、前2項の規定による前払金の額を変更したときは、保証契約変更書を提出させるものとする。

7 請負人から第3項各号の書類を添付した請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。

（前金払の限度額）

第12条 建設工事等の前金払は、契約金額の10分の3（土木建築に関する工事については、10分の4）に相当する額の範囲内で請求することができる。

（部分払及び部分払の限度額）

第13条 請負契約に係る既済部分又は財産の買入れ契約に係る既納部分については、あらかじめ特約がある場合に限り、その完済前又は完納前に当該既済部分又は既納部分に対する対価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における当該支払額は、請負契約にあってはその既済部分に対する対価の10分の9、財産の買入れ契約にあってはその既済部分に対する対価を超えることはできない。

3 既済部分又は既納部分に対して部分払をするときは、前払金の額に前項の部分払をすべき契約金額に対する割合を乗じて得た額をその部分払すべき額から控除しなければならない。

4 第1項の規定による部分払をする場合は、契約金額500万円以上で、かつ、工期が60日以上とし、その回数は工期中3回を限度とする。

(既済部分等の検査)

第14条 前条の規定により既済部分の部分払を受けようとするときは、既済部分又は既納部分に対する検査を受けなければならない。

2 前項の既済部分又は既納部分の検査を受けようとする者は、既済部分又は既納部分の検査を書面により届け出しなければならない。

3 既済部分又は既納部分の検査は、契約規則第30条第2項から第4項までの規定を準用する。

4 前項の検査に合格したときは、部分払の請求ができるものとし、町長は当該請求を受けた日から14日以内に部分払代金を支払わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年6月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に実施されている事務手続きは、この告示の規定に基づき実施されているものとみなす。

附 則 (平成18年12月8日安平町告示第99号)

この告示は、平成18年12月8日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日安平町告示第27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日安平町告示第83号)

この告示は、平成22年12月15日から施行する。

附 則 (平成23年1月25日安平町告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の安平町建設工事等発注に係る事務処理要綱の規定により行われた契約に係る前金払及び中間前金払については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月1日安平町告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月15日安平町告示第58号)

この告示は、平成31年4月15日から施行する。

附 則 (令和5年11月28日安平町告示第121号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日安平町告示第100号）

この告示は、令和6年8月26日から施行する。

別表第1（第9条関係）

工種	等級	経営審査評点	設計金額	備考
土木工事	A	900点以上	50,000千円以上	
	B	650～900点未満	50,000千円未満	
	C	650点未満	15,000千円未満	
建築工事	A	840点以上	70,000千円以上	
	B	650～840点未満	70,000千円未満	
	C	650点未満	20,000千円未満	
電気工事	A	800点以上	5,000千円以上	
	B	800点未満	5,000千円未満	
管工事	A	800点以上	30,000千円以上	
	B	800点未満	30,000千円未満	
水道施設工事	A	800点以上	30,000千円以上	
	B	800点未満	30,000千円未満	
舗装工事	A	800点以上	5,000千円以上	
	B	800点未満	5,000千円未満	
その他	A	800点以上	10,000千円以上	
塗装・屋根・板金・ 消防施設・清掃施設	B	800点未満	10,000千円未満	

別表第2（第10条関係）

1 建設工事

設計金額		業者数	備考
単体の発 注予定工 事	10,000千円未満	3社以上	
	10,000千円以上 30,000千円未満	4社以上	
	30,000千円以上 50,000千円未満	5社以上	
	50,000千円以上	6社以上	
共同企業体の発注予定工事		5企業体以上	単体を含む

2 委託業務

土木工事関係		建築工事関係		その他 (土木・建築工事関係以外)	
設計価格	業者数	設計価格	業者数	設計価格	業者数

5,000千円未満	3社以上	10,000千円未満	4社以上	5,000千円未満	3社以上
5,000千円以上 10,000千円未満	4社以上	10,000千円以上 30,000千円未満	5社以上	5,000千円以上	4社以上
10,000千円以上 30,000千円未満	5社以上	30,000千円以上 50,000千円未満	6社以上		
30,000千円以上	6社以上	50,000千円以上	7社以上		



登録番号	商号の頭文字	ひらがな

物品購入等競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

安平町長 様

・ 年度の安平町所管に係る物品購入等〔物品の購入・物品の賃貸借・印刷・製造・修繕及び委託（測量・設計を除く。）〕に関する競争入札に参加したいので関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

申請者

所在地	郵便番号				—				
(ふりがな) 商号又は名称									
(ふりがな) 代表者の職氏名								実印	
電話番号	()	—							

受任者（申請者から支店等に権限を委任する場合記入）

支店等の所在地	郵便番号				—				
(ふりがな) 支店等の名称									
(ふりがな) 受任者の職氏名								使用印鑑	
電話番号	()	—							

※確認者

印

1. 事業所の概要

(1)法人設立登記（個人の場合は開業）	大・昭・平 年 月 日
(2)資本金（個人の場合は記入不要）	千円
(3)従業員数（代表者含む。）	人

2. 参加希望業種品目

※別紙「取扱い品目分類表」を参照の上、主たるものから順に業種・種目・取扱い品目を記入してください。

順位	業 種	種 目	具 体 的 取 扱 い 品 目
1			
2			
3			
4			
5			

3. 事業及び納入実績

※実績件数及び金額欄については、できるだけ正確に記載してください。また、契約の相手方、契約内容及び契約年月日等の欄については、申請する希望業種品目の契約のうち、主なものを記載してください。

納入実績等 (直前1年間 の納入実績)	区 分		件 数	金 額
	安平町役場		件	千円
	官 公 庁 (安平町を除く。)		件	千円
	民 間 企 業 (道内・道外)		件	千円
	契約の相手方	契約内容	契約年月日	契約金額
				千円

4. 消費税及び地方消費税に関する申出

課 税 業 者 ・ 非 課 税 業 者 （該当する方を○で囲むこと。）

取扱い品目分類表

《委託等 区分【1】》

業種	種目	名 称	登録業務・品目例
10	清掃業務		
	001	施設清掃（建物・公園等）	建築物内外清掃、ねずみ・昆虫等防除作業
	002	浄化槽・貯水槽・地下タンク等	清掃等一式
	003	管渠等	給水管・排水管清掃
20	情報処理サービス業		
	001	システム開発・情報処理	ソフトウェア開発、データ処理、画像処理、データコンパト
30	廃棄物処理業務		
	001	し尿収集運搬・処分業務	
	002	ごみ収集運搬・処分業務	
	003	産業廃棄物収集運搬・処分業務	
	004	特別産業廃棄物収集運搬・処分業務	
005	その他	死亡獣蓄取扱業、フロンガス回収業務	
40	企画・デザイン		
	001	イベント、会議、式典等	イベント企画・運営等
	002	デザイン、製作	印刷物、パンフレット、看板、モニュメント等
	003	広告代理業	新聞、ラジオ、テレビ、CM等
50	その他		
	001	警備業務	常駐警備、機械警備、イベント警備
	002	運送業務	運送業務、配布業務、梱包及び発送業務
	003	地図等作成	マイク写真、航空写真図作成等
	004	車両運転・管理業務	バス運転、車両管理等
	005	福祉サービス	在宅介護サービス等
	006	その他	冠婚葬祭業、有害鳥獣駆除

《委託等 区分【2】》

業種	種目	名 称	登録業務・品目例
60	賃貸		
	001	車両	車両リース
	002	事務用機器・通信・視聴覚機器	パソコン、コピー機、ファックス、サーバー
	003	介護・福祉・医療機器	福祉トイレ、介護用ベット、車椅子
	004	その他	
70	保守管理（修繕）		
	001	建物	塗装、クロス貼り、ふすま、ガラス等
	002	保安・消防設備	防災設備、防災無線
	003	施設・設備	ボイラー設備、各施設運転保守、地下埋設管等 公園遊具、教育施設（プール等）維持管理
	004	電気・通信・機械設備	空調設備、OA機器、自動ドア等
	005	その他	

《物品等 区分【3】》

業種	種目	名 称	登録業務・品目例
80	産業用機器類		
	001	土木建築機械器具	ブルドーザー、ショベル、フォークリフト、掘削機械等
	002	農業用機械器具	芝刈機、草刈機、トラクター、コンバイン、脱米機等
	003	工作機械器具及び工具	旋盤、ジャッキ、コンクリートカッター等
90	一般機器類		
	001	保安・消防機材	化学消火薬剤、消火栓、潜水器材
	002	空調・冷暖房機器	換気扇、空気清浄機、エアコン、石油、ガス
	003	厨房機器	湯沸器、浄水器、調理台、電子レンジ等
	004	環境・衛生機器	空缶選別処理機、ごみ処理機、浄化槽
005	その他	舞台装置類（照明、音響、舞台幕）	
100	精密機械器具		
	001	計量・測量・測定・分析機器	大気・水質・騒音・振動測定装置、温度計等
002	光学器械器具	顕微鏡、望遠鏡、カメラ、フィルム、付属品一式	
110	電気通信機器		
	001	家庭用電気機器	洗濯機、掃除機、テレビ、ステレオ、DVDプレイヤー
	002	照明器具	電球、蛍光灯、道路照明器具類
	003	通信用機器	無線通信機、電話、ファックス等
	004	視聴覚機器	映写機、放送機器、音響設備、防音設備
	005	OA機器	パソコン、スキャナ、コピー機、プリンター、裁断機
006	その他	他に分類されない電気機器類	
120	材料・部品・加工品		
	001	木材及び加工資材	集成材、フローリング、防腐処理製材等
	002	鋼材・金属製品及び加工資材	ボルト、ナット、電線、ケーブル、ワイヤー
	003	窯業・土石製品	ガラス及び加工品、セメント・コンクリート製品等
	004	合材・舗装材及び加工資材	アスファルト合材、常温合材等
	005	繊維品（産業関係）	土木シート、土木マット、遮水シート
	006	革・ゴム・プラスチック・ビニール製品	革手袋、長靴、プラスチック加工品等
	007	塗料	塗料全般、ペンキ及びシーラー、防錆塗料
	008	工業薬品及び化学薬品	高分子凝集剤、凍結防止剤
	009	造園材料・修景材	街路樹、種子、花苗、肥料、農薬等
010	水処理・水道資材	ろ布、ろ過器、水道メーター、仕切弁	
130	家具類		
	001	木製・鋼製家具類	オフィス収納システム、机、椅子、施設用家具等
	002	室内装飾	カーテン、ジョイント、ブラインド、カーペット
003	建具・畳	障子、襖、窓、畳	
140	医療・介護・福祉部門		
	001	医療機器・医療用消耗品	治療用機器、ガーゼ、包帯
	002	医薬品・医療用高圧ガス	ワクチン、家庭用常備薬、医療用酸素、窒素ガス
003	介護・福祉機器類	車椅子、トイレ等介護機器、補聴器	

業種	種目	名称	登録業務・品目例
150	事務部門		
	001	文具類	ファイル類、筆記具、修正用品、製図用品等
	002	ソフトウェア・システム	パソコン用各種システム
	003	用紙及び関連品	コピー用紙、印刷用紙、上質紙
	004	印章	日付印、シャチハタ、スタンプ、ゴム印、公印、実印
	005	書籍	加除式台本及び追録、一般書籍
	006	楽器	各種楽器、楽器周辺機材
	007	その他	ワイヤクセサリー、耐火金庫
160	教育用教材類		
	001	美術・芸術教材	陶芸窯、彫刻、陶芸、工作、絵画用具
	002	幼児教材・遊具	ブロック、粘土、折り紙、色画用紙、公園遊具
	003	スポーツ用機器用具	トレーニング機器、ボール、球技、武道用具
170	印刷・複写・写真部門		
	001	一般印刷	チラシ、パンフレット、リーフレット、ポスター、封筒、名刺
	002	フォーム印刷	連続帳票、OCR、OMR
	003	特殊印刷	テレホンカード、カッティングシート、地図複写
	004	写真サービス	写真撮影、現像、デジタルプリント、フォトCD作成
	005	複写	大型カラーコピー、青焼、白焼、第二原図
	006	その他	製本、ラミネート加工、図面折込製本
180	車両部門		
	001	普通車両	軽自動車、普通自動車、貨物トラック等
	002	特殊車両（緊急）	消防車、救急車、高所放水車
	003	特殊車両（緊急車両除く）	除雪車、路面清掃車、塵芥車、散水車
190	燃料部門		
	001	石油製品	ガソリン、灯油、軽油、重油
	002	プロパンガス	プロパンガス、都市ガス、LPガス
	003	木炭・薪類	木炭、薪
200	繊維部門		
	001	寝具類	シーツ、布団、毛布、枕、寝袋
	002	被服類	制服、事務服、作業服、防寒服
	003	特別作業服	防火衣、耐熱服、救助服、アルミ防火服
	004	テント類	シート、テント
210	看板・標識類		
	001	看板・標識	案内板、横断幕、掲示板、工事標識
	002	道路標識	道路標識、可動型道路標識
	003	記章・腕章。ネームプレート	記章、腕章、ネームプレート、のぼり、旗
220	その他		
	001	その他	他の業種、種目に該当しないもの